

## 第 15 回 高水協議会 要旨

日 時：平成 18 年（2006 年）11 月 12 日（日） 午前 10 時 30 分～午後 4 時  
場 所：あがたの森公民館 本館 2 階 2-8 教室（松本市）  
出席者：19 名中 16 名

### 次 第

- 1 開 会
- 2 連絡事項
- 3 議 事
  - (1) 河川砂防技術基準の評価について
  - (2) 検討事項の整理について
  - (3) その他
- 4 閉 会

### 決定事項

- 1 最終報告書の作成に向けて、起草ワーキンググループを設置することとし、メンバーに塩原座長、田口座長代理、内山会員、野原会員、清水会員、中沢会員の 6 名を決定した。
- 2 第 5 回洪水確率ワーキンググループ及び第 1 回起草ワーキンググループ会議は、平成 18 年 11 月 30 日（木）に長野県庁で開催する。
- 2 第 16 回高水協議会は、平成 18 年 12 月 17 日（日）に松本市あがたの森公民館で開催する。（会議後、平成 19 年 1 月 14 日（日）松本市あがたの森公民館開催に変更した。）

### 配布資料

番号	資料番号	資 料 名
107	事務局資料	・ 河川砂防技術基準の評価(意見集約)
108	小松会員資料	・ 河川砂防技術基準についての評価(批判)
109	小沢会員資料	・ 国土交通省河川砂防技術基準 同解説について
110	内山会員資料	・ 本報告についての私見
111	野原会員資料	・ 河川砂防技術基準の評価について
112	常田会員資料	・ 河川砂防技術基準の評価について
113	五味会員資料	・ 河川砂防技術基準の評価について
114	佐原会員資料	・ 「河川砂防技術基準の評価」についてのレポート
115	中沢会員資料	・ 河川砂防技術基準の評価
116	塩原会員資料	・ 河川砂防技術基準について
117	山岸会員資料	・ 「河川砂防技術基準」の問題点(浅川治水の観点から)
118	田口会員資料	・ 河川砂防技術基準に関する意見
119	清水会員資料	・ 河川砂防技術基準 批判
120	事務局資料	・ 河川砂防技術基準の通知文等

資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

---

## 議事要旨

---

会員から提出された「河川砂防技術基準の評価」のレポートについて、各会員から説明を行った後、議論を行った。

- ・河川砂防技術基準の評価についての意見を聞いたので、まとめの作業を提案したい。多くの会員の意見は、河川砂防技術基準については全面改定を求めるということなので、そのように起草委員会に託したいと思うがいかがか。(座長 塩原)
- ・全面改定を求めていくという意見を国に出すということか。(5 野原)
- ・県が設置した会であるから、県に託すということである。(座長 塩原)
- ・それぞれの意見は文章だけであり効果がない。具体的な数値を示していかないといけない。(5 野原)
- ・座長の意見は唐突である。私たちの与えられた任は、基本高水の見直しである。河川法の問題や整備計画についての議論は不要である。洪水確率について提案しているにもかかわらず、一方的に全面改定を求めるといった意見には納得できない。(1 小松)
- ・中間報告では水文資料の基礎データが不十分であることを指摘した。その原因は技術基準にあるため、その改定ということだけでなく、数値を用いて実情とかけ離れていることを指摘していくようにまとめたらどうか。(11 中沢)
- ・河川砂防技術基準を全面的に改定するという表現しかないのではないか。時間雨量データや観測などに不備がある中でどうして基本高水が決まるのか。既往最大流量を尊重するという旧砂防技術基準に戻すべきという意見が多くあった。そういう考え方を勘案して最終報告をつくってはどうか。(2 小沢)
- ・今回の高水協議会では、前回の高水協議会で事務局が提出(資料-99)した検討が未了となっている11項目のうち、「河川砂防技術基準の問題点」から始めようということで議論を行っており、洪水確率等についてはこれからやっていくということである。そもそも基本高水の議論をする前に治水に関してどうするかを考えるのが本来の高水協議会の立場であり、基本高水の具体的な数値等の問題点だけでなく、そこにつながる考え方がおかしいのであれば、今日の指摘のようなことを具体的に入れていけばよいと思う。全面的に改定を求めるということをあえて出すのではなく、個々の指摘をしていけばよいのではないか。(17 田口)
- ・浅川のピーク流量の最大値を基本高水とすることは間違いであり、それに関するレポートも出している。洪水確率ワーキンググループでやっていることの説明をさせて欲しい。(1 小松)
- ・自然現象をシミュレーションで示すということは非常に難しい。基礎データがないのにどうやって決まるのか分からない。(11 中沢)
- ・実績流量資料がないのに基本高水を決めるのは整合性に欠けている。砥川では、堤防をつくってから70年の歴史があるが、その間に破堤したことはない。これも基本高水を算定するための一つの目安になると思う。(15 花岡)
- ・事務局資料(資料-120)に、技術基準にとらわれることはないと明記されている。技術基準に対する問題点の指摘が必要であるが、基準を変えるかどうかの判断は国にある。それとは別に県の立場でどういうことができるかを提案する必要があり、小松会員の意見や既往洪水などの意見がそこに入るように分けて整理してはどうか。(12 小林)

- ・河川砂防技術基準の全面改定を申し入れるということは、意味がないのではないか。そのような運動をやるのなら高水協議会でなくて他の場所でやってほしいと前回事務局が言ったとおりだと思う。今回の会員の意見は、部分的におかしいところや理解しがたいところがあり、また9河川でやってきたことは基準からかけ離れているということである。全面改定を国に申し入れるということを行っているのではない。  
(9 五味)
- ・高水協議会は、基本高水についての問題を具体的に提言する会議であり、どこかに突きつけるといような団体ではない。これまでの高水協議会の議論の過程の中で、基本高水だけではなく、その基準にも問題があるということで発展的に議論が進んできたものである。(8 清水)
- ・絶対的と押しつけられている基本高水は、観測体制が不備で実測とかけ離れており、これからの治水計画を考えると、この基準は河川だけを考えていて、環境問題を提起しながら具体的な明記がない。これでは未来は開けない。全面的な改定を求めるべきである。また、新知事が高水協議会の提案説明を受け付けようとしていないので、基本高水問題を考えてもらうように説得をして、河川のあり方や改修の仕方を提案していくべきである。(16 山岸)
- ・高水協議会のまとめの中では、県も一緒に動けるようにして欲しい、基本高水は見直さなくてもよいのか(見直さなくてはいけない。)というような内容にして欲しい。(7 常田)
- ・全面的な改定ということになれば疑問がある。問題点をまとめて県に提出すればよいのではないか。細かいことをやっていると時間がないので、具体的、定量的に示す必要があるので、各会員に資料を出してもらい、それを修正していけばよいのではないか。小松会員が言っている統計的に処理するということが間違いではないが、確率計算式は間違いである。それに対する資料も出している。実洪水に対する検証はやるべきである。今回の洪水についても計算したが、薄川の厩所と小松橋では $40\text{m}^3/\text{s}$ 程度であった。(5 野原)
- ・洪水確率についてはワーキンググループが発足している。高水協議会でそこからの報告を聞いたうえで、高水協議会の結論とするかワーキンググループの結論とするかを決めればよい。(9 五味)
- ・洪水確率ワーキングでは、大西健夫アドバイザーから基本高水の決定についての話を聞いた。その時に私は、洪水確率式(洪水確率=雨量確率×ピーク流量群の超過確率)を提案し、アドバイザーからは雨量とピーク流量、降雨波形は独立ではないので掛け算はできないと言われた。その後、二次元確率変数を勉強して、独立であろうとなかろうと雨量確率とピーク流量の超過確率を掛ける式は成立することが分かり、事務局には資料を送ったが、掛け算をすることはおかしいというままで終わっている。したがって、洪水確率ワーキンググループでまとめた意見を紹介できるものはない。事務局には積分を使う式では分かりにくいので、組み合わせの関係で2つの因数を同時確率と周辺確率と条件付確率で計算した資料を送った。そこで止まっているのが今の状況である。その後、浅川の30年間の雨量を使って流量を計算し、200年確率の流量は $300\text{m}^3/\text{s}$ 、100年確率が $270\text{m}^3/\text{s}$ 、 $450\text{m}^3/\text{s}$ は2000年確率になるとした資料を、資料-94として各会員に配布している。(1 小松)
- ・洪水確率ワーキンググループはどういうことでまとめようとしているのか。今日の議題である河川砂防技術基準の評価についてどのような意見があるかについて発言して欲しい。(12 小林)
- ・基本高水の決定にあたり、ピーク流量群の最大値をとることに問題があると思っている。

最大値ではなく、平均値か最小値をとるべきであると考えている。技術基準については大幅に見直す必要はない。(1 小松)

- ・洪水確率ワーキンググループでの意見は様々である。小松会員の考え方は、小松会員や一部の学者の主張であり、専門家の誰もが認めたものではない。そこに問題がある。ワーキンググループの中でもそれが正しいかどうか分からない。専門家の多くが認めれば納得いくものが出るが、今はその段階まで達していないので、その考え方をを使うのは難しいということで止まっている。ワーキンググループは時間的な余裕がなかったこともある。  
事務局資料 - 107と各会員の意見発表を受けて、その内容がおかしいところについて質問を受けて質問がなければ、どのように文章化していくかに議論を進めないといけない。(17 田口)
- ・タンクモデルや合理式という手法を採用すれば正確な基本高水が出るという意見は間違いである。正確な流量観測が出来なければ何も出来ない。(5 野原)
- ・タンクモデルも一つの手法ということであり、それを使えばよいとは言っていない。旧河川砂防技術基準に書かれていた既往最大流量をとるということには賛成できる。ただし、戦中戦後の乱伐の時の数値を除くということを加えたい。(10 佐原)
- ・佐原会員の言っていることを浅川にあてはめると昭和25年の洪水流量は415m<sup>3</sup>/sと大きな値である。それは戦後の山林の荒廃があったときである。(16 山岸)
- ・それは県が誤ったやり方で算出した数値でありその数値は出さない方がよい。(5 野原)
- ・山林の荒廃の状況と基本高水の算出の問題を合わせて検討した方がよいということである。(16 山岸)
- ・今の意見のように、中間報告書で指摘した事項と同じものがある。中間報告の説明で足りない部分は補足する必要があるが、そこを整理して発言することが必要である。小松会員の意見についても、中間報告で指摘したように、浅川の流出解析では長野観測所のデータを使っているが、長野観測所は流域全体をカバーしておらず、新しくつくった飯綱観測所のデータと比較した場合、長野観測所の方が少ない雨量となっており、その結果として流出解析では山の保水力を低く見積もるという問題を含んでいる。昔のデータを使って意見を述べることは難しいので整理して議論をした方がよい。(18 田口)
- ・飯綱観測所の雨量がカバーできるのは浅川と南浅川である。それより下流は長野観測所でカバーできる。(1 小松)
- ・流出解析で使っていたデータが信用できるかということ考えた場合、先ほど説明した問題が含まれるということである。飯綱観測所の雨量を正確にとれば基本高水は低い値になってくるはずである。(18 田口)
- ・それは十分に感じている。Rsaももう少し大きくした方がよいと思っている。田口会員が言われたように中間報告との整合性は必要である。(1 小松)
- ・基準によっても基本高水は見直をして欲しいということと、それにつながる河川の計画も見直さなくてはいけないということを強調するように進めて欲しい。(7 常田)
- ・基準は逃げ道が多いため運用の仕方が悪かった。個々の指摘をこの場でするのは全てではないが許されないことだと思う。(11 中沢)
- ・私の年代は教科書が全てであり、これを否定するという作業は今までしたことがない。

河川砂防技術基準を読むと別に問題はなく、その扱い方に問題があるのではないかと思う。この高水協議会のまとめとしては、座長が言ったような教科書の見直しを求めるということは必要ないと思う。

高水協議会の設置の経過を考えると、流域協議会の中から多くの基本高水についての議論が出され、それを議論する場がなかったため、各流域協議会座長の意見の中でそのような場を求めてつくったものであり、国に意見を言うことを目的につくったものではない。高水協議会でやることは、県の税金を使っているので、県に提案をすることである。中間報告は今までの手法への問題提起であり、こうしなさいということは1行も書いていない。これに対してどうすればよいかを高水協議会の意見としてまとめざるを得ないのではないか。その補足として河川砂防技術基準についての扱いを入れてもよいのではないか。内山会員の意見のように河川整備基本方針では住民の参加が出来ないということに一番の問題があるが、今やることは中間報告を完結させればすむことだと思う。

(13 宮坂)

- ・立派な教科書ならば何故問題が起こるのか。(座長 塩原)
- ・それは恣意が入っているからである。Rsaを変えただけでも基本高水は変わる。基本高水が高い低いという議論は別として、問題点を投げかけないと議論は無視され続けるだけである。中間報告を出したときも、見直しを求めたにもかかわらず、北原(前)技監は見直しはしないと表明した。枠組みに基づいて見直しをしようと言っていたがひっくり返し、高水協議会の意見を全く無視している。それにはどういうところがあるかということを高水協議会で反省点として捉えなければいけない。(13 宮坂)
- ・基本高水の問題はその根元の問題である。河川砂防技術基準はダムをつくるために高いピーク流量をつくり出し、必要性を裏付ける基準として機能してきた。その基準にある確率やRsaや雨の引き伸ばしなどが問題ということだけでなく、河川法に問題があるのではないか。河川法16条の1では住民の意見を聞くという手続きは一切ない。今後20年から30年の河川整備計画については住民団体、地方公共団体の長、学識経験者の意見を聴くことを定めているが、肝心の基本高水については、住民の意見を聴くことになっていないという問題は県に対してだけでなく、国に対しても言うべきである。(3 内山)
- ・内山会員の考え方は賛成である。そういう運動がおこれば参加したいと思うが、それは高水協議会のやることではないと思う。高水協議会で議論した結果を県民に分かってもらう内容とする必要がある。それには理論ではなく数値で示して、訴えていくべきである。(11 中沢)
- ・高い基本高水を何とかしようということで議論が始まったが、議論を続けていくと、もっといろいろなところに問題があるので、そのことを議論しようということで、発展的に進んでいる。県や国に対してどうするという考えは捨てて、基本高水の計算方法に問題があるのか、その前にその基準に問題があるのか、それより前の治水思想に問題があるのかということまで範囲を広げて議論をする必要があると考えてはどうか。(8 清水)
- ・基準そのものは文章を見る限り間違いはない。間違っていないが文章に逃げ口があり、そこを悪用している所に問題がある。私たちは川のそばに住み、洪水を見ているので強みがあり、地道な観測をしてそれを示せば分かりやすいものになるのではないか。言葉だけのまとめはやめた方がよい。(5 野原)
- ・行政は「基本高水」とか「計画高水」とか分かりにくい難しい言葉を使って住民を煙に巻いてきた。そこから脱しないといけないことを本報告に入れてもらいたい。北原(前)技監兼河川チームリーダーは土木委員会で、1回や2回の雨量や流量では何も言えない、何十回以上の洪水を積み重ねて初めていろいろなことが言えるというような言い方をして、この6、7月頃まで土木技監として土木部の中でやっていたときの発言と豹変してしまった。浅川でダムをつくったら内水災害に流量が増になるというような

説明をしていた人が2、3ヶ月の間に変わってしまった。(3 内山)

- ・最終報告をまとめなければいけない時間が目の前に迫ってきた。中間報告で的確に問題提起をしたが、具体的に答えるような指摘はしていない。最終報告では中間報告で指摘した項目について一つ一つ質問していく形をとったらどうか。(2 小沢)
- ・先ほど1、2回雨量と流量のデータが出たからといって、見直せるものじゃない。何十回と出ないと検証できないし、見直せないと土木委員会で言ったことは、おそらく間違っ  
てはいると思うが、浅川での大きな災害は昭和58年洪水である。その後どのくらい洪水  
があったかという、昭和58年から23年間で内水による被害があったのは平成7年7月、  
平成16年10月、平成18年7月の3回である。それを10回、20回待ってからでないと検証で  
きないというのであれば、100年、200年待てばいいのか、ということになってしまう。  
基本高水という言葉をもっと単純化すべきと思っているので、先ほど既往最大洪水の話が出た  
が、雨量と水位、流量がしっかり観測できていればそこから押していく、あくまで計算  
ベースではなく、実測ベースに戻るべきであるということをもっと主張したい。(3 内山)
- ・そういうことは、中間報告に書いてあるので、次に進まないといけぬ。(17 田口)
- ・河川砂防技術基準がきちっと運用されないのが問題である。正しい道筋を示してあげて  
もそのとおりにいかない。だからみんな苦しみ悩んでいる。報告書は問題提起にとどめ  
るべきではない。もっと突っ込んで提案も付け加えるべきであると考えている。直ぐに解決  
されないかもしれないが、そこまでやれば必ず時間の流れの中で評価される。  
技術基準の評価については、技術基準の問題点の指摘を列挙してはどうか。(12 小林)
- ・過去に既往洪水の履歴がない河川は安全ということである。大雨が降って洪水が発生し  
たらそれは超過洪水として位置付ければよい。(11 中沢)
- ・河川管理には(国、県、市町村、また、省庁、部署間等の)行政区分があることを承知  
しておく必要がある。それら部署間等で横の連絡を取るよう報告に入れてもらいた  
い(7 常田)
- ・河川基本方針に関することについては書くべきである。  
資料 - 107の意見集約に抜けているので追加して欲しい。最初に基準が出てから土地開発  
を守ることを前提に治水をやってきた。その後想定以上の雨を経験し、基準の考え方を  
変えてきた。その改訂の経過をしっかりと載せてもらいたい。  
災害は基本高水に達しなくても発生している。そういう発想で防災を考えていかないと  
災害は防げない。そういう反省が基準の中には見られない。過去に遡って反省を示して  
提起することが大事である。砂防に関して土砂移動が不明のまま砂防ダムがつくられ  
ている。そういうことも治水の中で考えなくてはならないと考えている。(17 田口)
- ・河川砂防技術基準を教科書というが河川とダムで封じ込めようとする教科書である。生  
態系、環境、堆砂については書いていない。(16 山岸)
- ・河川整備基本方針で住民の意見を聴かない理由は、以前の資料に載っていたが、抽象的、  
科学的な概念であり、これらの妥当性などを検討するには住民に参加していただくより  
も適切な専門家に委ねた方がよいと考えるからという言い方であった。長野県では住民  
の意見を聴く機会を作ってくれた。専門家でも重大な過ちを犯すこともあり、住民が別  
の観点から納得できるものかどうかを話し、素人として住民に分かりやすいもの作っ  
たらどうか。(9 五味)
- ・事務局資料107で総合治水に関することについては1行で書かれているが、いくつかに分  
けられるので、重点的に書いて欲しい。(8 清水)
- ・時間なので、今までの論議をまとめたい。

河川砂防技術基準については全面的な改定を求めることが皆さんの意見かと思っただが、そういうことではないということなので、

中間報告書を前提として、数字を上げながら具体的に問題点を列挙する。

法的な問題、基本高水の背景についても触れる。

砂防、環境を含めた総合治水という考え方も入れる。

ということでまとめたいと思うがいかがか。(座長 塩原)

- ・洪水確率ワーキンググループは開催しないのか。(1 小松)
- ・事務局資料 - 99にもあるように検討事項の から を前回認めていただいて、 の河川砂防技術基準の問題点について、塩原座長の方からこれをやれば他の10項目についても入ってくるのではないかとということで、本日集中的に議論を行っているところである。議論の中で、先ほどの塩原座長のまとめと事務局資料 - 107の追加や修正意見などが相当出たと理解している。洪水確率ワーキンググループについては資料 - 99にあるように2回程度開催するとしている。(事務局)
- ・洪水確率ワーキンググループの結論がまとめの中に入らないと納得できない。(1 小松)
- ・今後の進め方に関しては、会議室等の予約の関係で11月30日(木)の開催を予定している。今日の会議での議論のほかにもこれまでも多くの意見が出されているので、最終報告を作っていくために起草ワーキンググループを設置していただき、次回はある程度まとまった形で資料を出して議論した方がよいのではないと思う。そのために、11月30日は午前中に洪水確率ワーキンググループ、午後に起草ワーキンググループ会議を開催し、次回第16回高水協議会は12月17日(日)に、あがたの森公民館IT教室で開催したいがいかがか。起草ワーキングのメンバーも本日決めてもらいたい。(事務局)

起草ワーキンググループのメンバーは、自薦及び他薦により塩原座長、田口座長代理、内山会員、野原会員、清水会員、中沢会員の6名が選出された。

〔閉会〕